

「蔵王自然の家ボランティアの会」会則
(Meeting of the Zao Nature Center Volunteer 【略称 ZAVO(通称:ザボ)】)

(名 称)

第1条 本会は、「蔵王自然の家ボランティアの会」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、「宮城県蔵王自然の家（以下自然の家という。）」内に置く。

(目 的)

第3条 本会の活動は、自然の家主催事業をはじめとする当施設諸活動に関して、利用者の「よろこびがこだまする」ための活動支援補助を実施することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会の活動目的に賛同する大学生等の登録者をもって会員とする。
2 ボランティア登録期間は、原則として毎年3月1日より翌年2月末日までとし、継続登録を可とする。また、年度途中でも随時登録を可とする。
3 会員に登録証を発行する。

(登録資格の失効)

第5条 会員が以下のことに該当した場合は、登録資格を失う。また、登録資格を失効し退会したときは、登録証を速やかに返却しなければならない。
(1) 本人が登録の取り消しを申し出た場合。
(2) 来所者への接遇が適切でなく、問題のある行動や正常な活動が行えない場合。
(3) 本会及び自然の家の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合。
(4) 本会における活動で知り得た個人のプライバシーに関する事柄を他言した場合。
(5) **利用者が写っている写真や動画を不特定多数が閲覧できる状態にした場合。**

(事 業)

第6条 会員は、本会の目的を達成するために以下の活動を行う。
(1) 自然の家主催事業等へ、アシスタントとして参加すること。
(2) **Z A O**施設ボランティア養成講座等の実践的な研修会へ参加すること。
(3) 自然の家主催事業等の広報活動を行うこと。
(4) 救命講習等で応急処置などの技術を身に付けること。
(5) その他、この会の目的を達成するために必要なことを行うこと。

(総会、役員会等)

第7条 毎年年度末（2月）に総会を開催し、役員改選及び会員相互の慰労と振り返りを行う。
2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
3 その他、会長が必要と認めたとき、あるいは、会長の承認を得て、研修会等を行うことができる。

(役 員)

第8条 この会に、会長1名、副会長1名、庶務3名（会員2名、自然の家職員1名）を置く。
2 会長及び副会長は、自薦及び会員の推薦とし、総会の承認を得る。
3 会長及び副会長の任期は、次期総会までとする。また、再任は妨げない。
4 会長は会務を総括し、この会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。

(委 任)

第9条 この会則に定めるものの他、この会の運営に関し必要な事項は、会長が定め、総会で承認を得るものとする。そのために必要な会議を会長は招集することができる。

(その他)

第10条 毎年度末に、蔵王自然の家所長名のボランティア活動証明証の授与を受けることができる。
2 ボランティア活動を対象とする傷害保険に加入すること。

付 則 この会則は、平成31年3月2日より施行する。
令和2年2月20日 一部改正
令和4年2月19日 一部改正